

	個人情報ファイル簿	個人情報事務登録簿	比較
対象	<p>●個人情報ファイル <データベース> 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの ※(例)紙等のマニュアル処理による個人情報ファイル (人名を容易に検索できるように50音順に整理)</p>	<p>●個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。)を使用する事務</p> <p>※「検索し得る」とは 業務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で特定の保有個人情報を検索できる場合をいう</p> <p>※「個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書」とは 名簿、台帳、一覧表、リスト等個人情報が記録された行政文書の中で保有個人情報が検索できる形となっている行政文書を指すものである。</p>	<p>●個人情報ファイル簿、事務登録簿の作成単位が異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイル 特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したデータベース 個人情報取扱事務 特定の保有個人情報を検索できる形となっている行政文書を使用する事務
作成・公表の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が保有する個人情報には、紙文書の中やワープロソフトで作成したデータに散在的に記録されているもの(散在情報)だけでなく、データベースとして体系的に整理され、保管・利用されている「個人情報ファイル」もあります。 個人情報ファイルは、電子計算機処理であるかマニュアル処理であるかを問わず、散在情報に比べて利便性が高く、行政運営を効率的に行う上で欠くことができないものです。一方で、不適切に利用された場合や漏えいされた場合には、個人の権利利益の侵害の度合いも、散在情報に比べて大きいと考えられます。 このような個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性にかんがみ、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるよう、保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する“あらまし”を記載した帳簿として、行政機関ごとに1つの「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することとされています(保護法第11条第1項)。 <p>【出典：総務省HP「6 個人情報ファイルの該当性」Q&Aより】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本項は、実施機関の個人情報事務登録簿の備付けの義務を規定したものであり、県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関は、一定の事項を個人情報事務登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないことを定めたものである。登録簿は、各実施機関が施行規則・規程により定めており、知事においては知事関係施行規則第4条に定める個人情報事務登録簿(第1号様式)による。 実施機関においては、個人情報取扱事務の概要が当該登録簿において適切な内容となっているか、また、実際の個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか、常に確認する必要がある <p>【出典：かながわの個人情報保護ハンドブックより】</p>	<p>●両者ともに本人が自己に関する個人情報を的確に認識し、積極的に関与することができることを趣旨としている。</p> <p>●両者ともに個人情報の適正な管理に資するものとされている。</p> <p>特に、個人情報事務登録簿は、個人情報取扱事務について、登録したときはその事項を審議会に報告することとし、個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか、常に確認する必要があるとしていることから、実施機関における内部の適正な取扱いのための仕組みとしての意味も大きいと考える。</p>
作成・公表の基準	<p>一定の基準を満たす個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成</p> <p>●作成基準</p> <p>行政機関等が保有している個人情報ファイル(次に掲げるファイル等(※)を除く)</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル 資料、物品、金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所、その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル (現行の行個法政令では、1,000人) <p>※ 適用除外の考え方 国の重大な利益や犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがある、国民の権利利益侵害が比較的に少ない場合等</p>	<p>個人情報取扱事務について、個人情報事務登録簿を作成</p> <p>●作成基準</p> <p>個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(※1)を使用する事務</p> <p>※1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの(※2)及び一般に入手し得る刊行物等を除く。</p> <p>※2 1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「県等」という。)の職員の職務の遂行に関して設置され、県等の職員で構成される会議の構成員の名簿 2 県等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿 3 県の職員の身分証明書、立入検査証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳 4 庁内の会議室の利用申込書等知事の組織内部又は県等の機関相互の申込手続等に使用される書類 5 時間外勤務命令簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され専ら県の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された書類 6 その他上記に類する行政文書</p>	<p>●作成・公表範囲は、個人情報簿より個人情報事務登録簿のほうが広いと思われる。</p> <p>個人情報事務登録簿の作成・公表の適用除外は、主に県等の職員に関するものとしているが、個人情報ファイル簿の作成・公表の適用除外については、個人情報ファイルの存在を公表することにより国の重大な利益や犯罪捜査等の支障を及ぼすおそれがあるものや、記録されている本人の数が一定の数に満たない場合など個人の権利利益侵害のおそれが小さいものとされている。</p> <p>※ 個人情報ファイル簿の作成基準の一つである本人の数について、県において個人情報取扱事務における個人情報の本人の数を確認する必要がある。 →庁内へ照会・確認が必要 (2022年2月28日時点で、登録簿全体の12%)</p>
記載事項	別紙②「個人情報ファイル簿(イメージ)」参照	別紙③「個人情報事務登録簿」参照	<p>●個人情報の取扱目的、収集方法、項目や要配慮個人情報の有無の記載等、概ね共通する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイル簿のイメージとして「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会事務局」における個人情報の取扱いに関して作成(別紙②)。 個人情報事務登録簿(別紙③)と比較すると、「要配慮個人情報の取扱理由」や「電磁的方法による外部提供」は、個人情報ファイル簿には記載なし。 開示請求に関する事項については、個人情報事務登録簿には記載なし。